

# 令和8年度 広島労働局 行政運営方針 【概略（PR）版】

～実現しよう 安全・安心・いきいき働けるひろしま～



この資料は、行政運営方針の主な施策を抜粋したものであり、項目及び内容がそのままリンクするものではありません。

厚生労働省

広島労働局

# I. 賃金引上げの環境整備

## 1. 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者等への支援

### (1) 賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

#### ① 「賃上げ」支援助成金パッケージの周知

生産性向上（設備・人への投資）や非正規雇用労働者の処遇改善等を通じて賃金の引上げに取り組む事業主に対しては、引き続き「賃上げ支援助成金パッケージ」による支援を行い、各種助成金を活用した賃上げ環境の整備を推進する。

また、関係省庁や地方公共団体が行う賃金引上げに対する支援施策についても、関係機関や県と連携しながら、幅広く周知を行う。



#### ② 「広島働き方改革推進支援センター」等における支援の周知

「広島働き方改革推進支援センター」と連携し、事業者に対して、同センターが実施する個別相談やセミナーの活用を促す。

あわせて、その他の相談窓口及び支援機関（商工会、商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点等）とも連携し、事業者自らのニーズに添った支援策を適切に活用できるよう取り組む。

さらに、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図る。

#### ③ 最低賃金の引き上げに向けた環境整備等の取組

令和8年1月に開催された広島政労使会議で取りまとめられた「共同宣言」においても、県内における適正な取引による価格転嫁が進むよう、関係機関が相互に連携・協力することとされたところであり、労働局及び監督署においても、中小受託取引適正化法(取適法)及び内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知に取り組む。

#### ④ 平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料提供

監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

### (2) 最低賃金制度の適切な運営

#### ① 地方最低賃金審議会の円滑な運営

経済動向や、広島県内の実情、これまでの広島地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くされるよう広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

#### ② 最低賃金の周知徹底及び監督指導

最低賃金額の改正等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行う。

広島労働局 最低賃金に関する各種情報



広島県最低賃金	時間額	発効年月日
	1,085円	令和7年11月1日

広島県特定（産業別）最低賃金 ※業種名は日本標準産業分類による	時間額	発効年月日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,179円	R7.12.31
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,110円	
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,105円	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	1,085円	R7.11.1
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,085円	
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,085円	
広島県自動車小売業最低賃金	1,085円	
広島県各種商品小売業最低賃金	1,085円	

# I. 賃金引上げの環境整備

## 2. 非正規雇用労働者の処遇改善

### (1) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

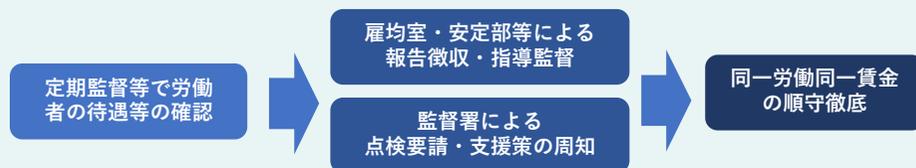
#### ① 定期監督等による同一労働同一賃金に関する確認及び支援策の周知

監督署による定期監督等において、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の同一労働同一賃金に関する確認を行い、そこで把握した情報を雇用環境・均等室又は職業安定部に情報共有を行い、連携を図る。また、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対しては、監督署から点検要請を集中的に実施するとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

#### ② 同一労働同一賃金の遵守に向けた指導監督等の実施

ア 監督署の定期監督等で得た情報を元に、雇用環境・均等室又は職業安定部等で報告徴収や指導監督を効率的に実施する。

イ 監督署からの点検要請や集団指導等の場において、基本給・賞与について、正社員との待遇差がある理由が不十分な企業に対し、不合理な待遇差の解消に向けた取組の要請を実施する。また、支援策の周知を行い、企業の自主的な取組みを促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。



#### ③ 指針改正の場合の周知・啓発

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等が改正された場合には、その円滑な施行・適用に向けて、改正内容について労使等の関係者に十分に理解されるよう、周知・啓発に取り組む。



「パートタイム・有期雇用労働法」キャラクター「パゆうちゃん」

### (2) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

#### ① キャリアアップ助成金の周知、活用勧奨

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」及び「賃金規定等改定コース」や、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施する。

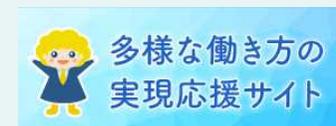
拡充 年収の壁対策  
労働者1人につき最大75万円助成します!  
キャリアアップ助成金



#### ② 非正規雇用労働者の処遇改善、短時間正社員制度導入に向けた支援

ア 「広島働き方改革推進支援センター」による個別相談やコンサルティング等の支援に連携して取り組むほか、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図る。

イ 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図る。



# Ⅱ. リ・スキリング（人への投資）等による生産性の向上

## 1. リ・スキリングによる能力向上支援

### (1) 教育訓練給付等による労働者個々人のリ・スキリングの支援の促進

教育訓練給付について積極的に周知し、労働者個々人のリ・スキリングによる能力向上に取り組む。

令和7年10月に創設された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について引き続き周知を図る。



### (4) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

ハローワークに設置している「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行う。



### (2) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

雇用する労働者へのリ・スキリングに取り組む企業を支援するため、引き続き人材開発支援助成金について周知を行い、活用促進を図る。また、中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成を新設するとともに、教育訓練休暇に対する助成メニューを見直し、企業内での人材育成を支援する。

助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額 (1人1時間)		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	1,000円	500円	1億円



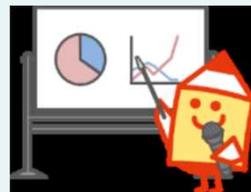
### (5) 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図る。



### (3) 地域職業能力開発促進協議会の活性化

広島県地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに、教育訓練給付金の指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保に繋げる。



### (6) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野に係る公的職業訓練については、引き続き、デジタル分野の資格取得を目指すコースに対する委託費等の上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。

ハローワークにおいては、適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図る。



# Ⅱ. リ・スキリング（人への投資）等による生産性の向上

## 1. リ・スキリングによる能力向上支援

### （7）非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

正社員と比べて能力開発機会が乏しい状況にある非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境を整備するためのオンラインを活用した職業訓練について令和8年度から本格実施を図る。



訓練対象者

- パート、アルバイト、派遣社員等の非正規雇用で就業している方
- 正社員になりたい方
- 受講修了まで訓練を受ける意欲のある方

e-ラーニング

働きながら学びやすい職業訓練

### （8）全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解の促進を図るため、関係機関や広島県内の労使と連携して、広島県内の先進的な取組の紹介や情報発信に取り組むなど、リ・スキリングの機運醸成につなげていく。



ワールドスキルズインターナショナル総会（2024年9月9日：フランス・リヨン）  
●第49回技能五輪大会（2028年開催）の開催地、愛知県に決定

## 2. 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入

### （1）職務給等に関する周知の実施

職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、リーフレット等による周知・広報を実施する。

### （2）「ジョブ型人事指針」の周知

企業の状況に応じたジョブ型人事制度の導入に資するよう、「働き方改革推進支援センター」において、「ジョブ型人事指針」の周知等を実施する。

## 3. 成長分野等への労働移動の円滑化

### （1）地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

ア 「雇用対策協定」を締結している広島県、広島市、呉市、福山市、三原市、三次市及び廿日市市に対して、地域の実情に応じた雇用対策を連携して実施するとともに、「雇用対策協定」を締結していない地方公共団体とも、地域課題に応じた雇用対策が講じられるよう顕密な連携を図る。

イ 市町村等が地域の特性を生かして実施する地域雇用活性化推進事業の応募可能地域に対し、応募勧奨を積極的に実施する。また、令和6年度に実施地域に採択された呉市と緊密な連携を図り、適切な支援を行う。

### （2）都市部から地方への移住を伴う地域を超えた再就職等の支援

地方自治体と連携して、広島県内へのUIターン就職を促進する。

### （3）賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業者への支援

諸外国に比較して、賃金上昇を伴う転職の割合が低い我が国の状況を踏まえ、賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、制度の見直しを行った早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、制度内容の周知を積極的に行い、活用促進に取り組む。

# Ⅲ. 人手不足への対応

## 1. 医療・介護・保育分野における人材不足対策

### (1) アウトリーチ支援による求人充足支援の強化

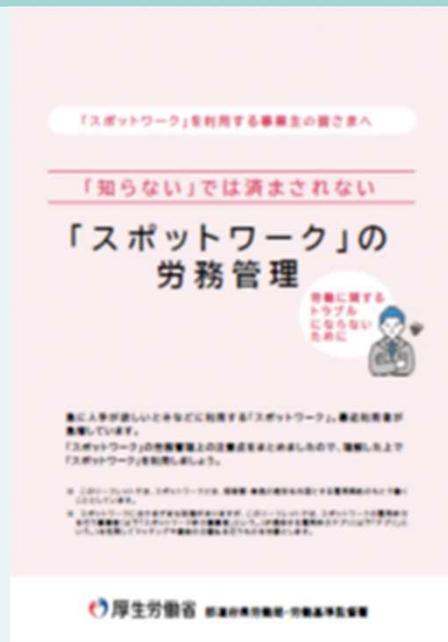
令和8年度は、「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、広島県内の全ハローワークにおける最重点事項として、医療・介護・保育分野の事業所へのアウトリーチによる求人充足支援に取り組む。これらの分野において令和7年度に実施した集中的な充足対策の取組を更に強化し、事業所訪問により社会保険労務士等を活用した雇用管理指導援助も含めた求人充足支援を実施する。

当該事業所訪問にはハローワーク所長も積極的に対応し、求人充足支援に当たっては部門を問わず組織横断で取り組むとともに、ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地域の関係団体とも連携して、医療・介護・保育分野の人材確保を促進する。また、急募求人については、これら関係機関等とも連携し、特に早期の求人充足に向けて迅速に対応する。

### (2) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

ア 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努める。

イ いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介事業者について、相談窓口寄せられた情報を基に関係部署の連携など必要な対応を行うとともに、法違反が認められた場合には、適切に指導する。



## 2. その他の分野における人手不足対策等

### (1) その他の人材不足分野におけるマッチング支援

ハローワーク広島、ハローワーク福山、ハローワーク広島東に設置している「人材確保サポートコーナー」を中心に、医療・介護・保育・建設・警備・運輸の「人材不足6分野」について重点的なマッチング支援を行う。

ハローワークにおける  
医療・福祉、建設、警備、運輸などのマッチング支援  
**人材確保対策コーナー**

医療・福祉(医療、介護、保育)、建設、警備、運輸などの雇用吸収力が高い分野へのマッチング支援を強化するため、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置しています。

「人材確保対策コーナー」では、求職者へのきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への求人充足に向けたコンサルティング等を行うほか、マッチングイベント(職場見学会、セミナー、就職面接会等)を積極的に開催しています。

### (2) 雇用管理改善の取組による人材確保支援

人材確保等支援助成金  
(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

導入が必要なメニュー		助成額	上限額
A 雇用管理制度	a 賃金規定制度	40万円	80万円
	b 諸手当等制度		
	c 人事評価制度	20万円	
	d 職場活性化制度		
	e 健康づくり制度		
B 業務負担軽減機器等	対象経費の1/2	150万円	

「魅力ある職場」を創出し、職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等への支援として「人材確保等支援助成金」や社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の活用を促す。

# IV. 多様な人材の活躍促進

## 1. 高齢者、障害者、若者等の活躍促進

### (1) 課題解決型支援事業の効果的な実施

令和8年4月から、就職困難度の高い求職者の就職を支援するため、ハローワーク広島に職業相談第5部門を設置して課題解決支援チームによるきめ細かなサポートを行うとともに、人材不足が深刻な求人企業の人材確保にも繋げられるよう、各課・部門が一体となって課題解決型支援事業に取り組む。

### (2) 高齢者の活躍促進

- ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。
- イ 概ね60歳以上（特に65歳以上）の再就職支援に重点的に取り組むため、県内8か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」にて、職業生活の再設計の支援を行う。
- ウ ハローワークにおいては、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に、シルバー人材センターへの誘導を確実に行う。

### (3) 障害者の就労支援

- ア 令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが行われる予定であることから、企業への周知・啓発を図り、障害者の計画的な雇入れを促進する。特に、障害者を1人も雇用していない障害者雇用ゼロ企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備から職場定着までの一貫した支援等を実施する。
- イ 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。



### (4) 外国人求職者への就労支援等

- ア ハローワークに設置する「外国人雇用サービスコーナー」等において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。
- イ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を実施する。
- ウ 「外国人雇用サービスコーナー」に通訳員を配置するとともに、「多言語コンタクトセンター（通訳電話）」等を活用し、外国人求職者に対する職業相談等を円滑に実施できる体制を整備する。

### (5) 就職氷河期世代を含む中高年層に向けた就労支援

ハローワーク広島及びハローワーク広島西条に設置する「就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口」において、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を、チーム制で実施する。

厚生労働省

あきらめなくて大丈夫。  
あなたに本気の支援があります

就職氷河期世代の仕事や生活に不安や悩みを抱える方、  
さらに中高年層の方にも関口を広げ、  
一人ひとりに合った支援を行っています。

中高年の活躍支援 あなたにあったサポートが見つかる。 [詳しい支援内容はこちら](#)

# IV. 多様な人材の活躍促進

## 1. 高齢者、障害者、若者等の活躍促進

### (6) 若者への就労支援

- ア 広島県内3か所の地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施する。
- イ ハローワークに配置している就職支援ナビゲーターによるきめ細かな就職支援、就職後の定着支援を実施する。
- ウ 若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定し、求職中の若者とのマッチング向上を図る。
- エ 当局独自のアプリ「ひろ八口」の活用を図り、若者のハローワーク認知度を高め、その後の利用に繋げる。



### (7) 雇用保険制度の適正な運営

- ア 雇用保険について、雇用のセーフティーネットとしての役割を果たすため、雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた的確な失業認定や適正な給付を行い、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向け計画的な取組を行う。
- イ 雇用関係助成金については、制度目的が果たされるようその周知に努めるとともに、「雇用関係助成金ポータル」を通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率向上を図る。



## 2. 女性の活躍促進

### (1) 改正女性活躍推進法の履行確保等

- ア 男女間賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取り扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図る。
- イ 女性活躍推進法の改正により、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の情報公表が令和8年4月1日から義務付けられることから、法の履行確保を図る。
- ウ 女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を通じて、女性の健康課題への取組を推進する。



### (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

マザーズハローワーク・マザーズコーナーを中心に、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を行う。また、アウトリーチ型支援や仕事と子育ての両立がしやすい求人確保に取り組む。



# V. 魅力ある／安心して働ける職場づくり

## 1. 雇用管理の改善に取り組む認定企業の拡大

令和8年1月に開催された広島政労使会議で取りまとめられた「共同宣言」に基づき、企業の魅力向上を通じた人材確保・定着を促進するため、若者の採用・育成、女性活躍促進、子育てサポート等の雇用管理の改善に取り組む認定企業（ユースエール、えるぼし、くるみん）の拡大を図る。

また、認定企業等の取組を積極的に発信し、人材確保・定着の促進につなげる。

### (1) ユースエール認定企業

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定。



【県内の認定企業数（令和8年1月末現在）】 66社

### (2) えるぼし認定企業

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定。

【県内の認定企業数（令和8年1月末現在）】 32社



### (3) くるみん認定企業

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定。

【県内の認定企業数（令和8年1月末現在）】

プラチナくるみん 2社、 くるみん 105社



## 2. 総合的なハラスメント対策の推進

### (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

職場におけるハラスメントの相談件数は高止まり傾向にあることから、引き続き、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を行い、法の履行確保を図る。

### (2) 改正の周知啓発の徹底、着実な履行確保

改正労働施策総合推進法等が成立し、新たにカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が令和8年10月1日から事業主に義務付けられることになることから、改正内容について説明会の実施など周知啓発を徹底し、施行後は指針等に基づく法の着実な履行確保を図る。

### (3) 職場におけるハラスメントに関する周知啓発の実施

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、毎年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。

改正労働施策総合推進法の円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組む。



# V. 魅力ある／安心して働ける職場づくり

## 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 仕事と育児・介護の両立支援

#### ① 育児・介護休業法の周知及び履行確保等

「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け」「介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知強化」等を内容とする育児・介護休業法の改正について、引き続き周知に取り組むとともに、法の着実な履行確保を図る。

#### ② 男女ともに仕事と育児を両立しやすい環境整備に向けた取組支援

共働き、共育てが進むよう、「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」（専門家による個別支援）の周知を図るとともに、両立支援助成金の活用を推進し、男女が仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図る。



#### ③ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

事業主や雇用管理者に仕事と介護の両立支援に関する支援ツールの利用を促進するとともに、仕事と介護の両立支援プラン（仮称）に基づいて労働者に円滑に介護休業等を取得させた事業主に対する両立支援助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図る。

#### ④ 次世代育成支援対策の推進

「育児休業等の取得状況」と「労働時間の状況等」に係る状況把握及び「数値目標の設定」がなされた一般事業主行動計画が、義務企業（常用労働者101人以上）で着実に策定されるよう、法の履行確保と届出の徹底を図る。

また、新基準を満たした「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

#### ⑤ 不妊治療と仕事の両立の推進

不妊治療と仕事との両立に関する「くるみんプラス」認定の取得勧奨や、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を促す。



### (2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

#### ① 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度について、事例の提供等による周知等を行う。

#### ② 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワークは、育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置に追加されるとともに、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたことも踏まえ、適切な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図る。

#### ③ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

勤務間インターバル制度について、働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図る。

#### ④ 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備

年次有給休暇の取得促進に向けて、毎年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う。



#### ⑤ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

中小企業・小規模事業者における働き方改革や賃金引上げに向けた機運の醸成等を図るため、地域の政労使の代表や地方公共団体の協力を得て、労働施策総合推進法に基づく協議会や地方版政労使会議を開催する。

また、令和8年1月29日に広島政労使会議（広島働き方改革推進協議会）で採択した共同宣言の各宣言事項について、地方公共団体や、関係機関、関係団体等と連携・協力をしながら、取組を前進させる。

# V. 魅力ある／安心して働ける職場づくり

## 4. 安全で健康に働くことができる職場づくり

### (1) 長時間労働の抑制

#### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

- ア 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間超と考えられる事業場及び過労死等の労災請求が行われた事業場への監督指導を実施する。
- イ 一定期間内に複数の過労死等を発生させた企業に対しては、企業の本社に「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、助言・指導を実施する。

#### ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

- ア 「働き方改革推進支援センター」による個別相談やセミナーなどによる事業者に対する支援に連携して取り組む。
- イ 監督署の「労働時間相談・支援班」にて、説明会の開催や事業場への個別訪問により支援を行う。
- ウ 労働時間の削減等に取り組む事業者に対して働き方改革推進支援助成金による支援とともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言等を行う。

#### ③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

- ア 建設業、自動車運転者、医師に係る時間外労働の上限規制適用の遵守のため、特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知・啓発を行う。
- イ 建設業については、関係機関とも連携しながら、適切な工期設定に向けた取組を推進する。
- ウ 自動車運転者（トラック）については、関係機関とも連携しながら、荷待ち時間の改善に向けた働きかけ、適正な運賃、改善基準告示等の周知を行う。
- エ 医師については、勤務環境改善の取組を支援するため、広島県医療勤務環境改善支援センターによる相談対応、助言を行う。

#### ④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

労働基準関係法令違反の背景に、中小受託取引適正化法（取適法）等の違反が疑われる場合には、関係機関に通報を行う。

### (2) 労働条件の確保・改善対策

#### ① 法定労働条件の確保等

- ア 相談・投書等のほか「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報、インターネット情報監視等の各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に監督指導を実施する。
- イ 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進する。



#### ② 外国人労働者の労働条件確保対策の推進

技能実習生に対する労働 搾取目的の人身取引が疑われる事案は、関係機関と連携し、厳正に対処する。



# V. 魅力ある／安心して働ける職場づくり



## 4. 安全で健康に働くことができる職場づくり

### (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

#### ①改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和8年4月1日を中心に段階的に施行される改正労働安全衛生法等について、円滑な施行に向けた周知と履行の確保、事業主等に対する援助等に取り組む。

#### ②広島第14次労働災害防止推進計画に基づく取組の推進

ア 高年齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、「高年齢者の労働災害防止のための指針」及びエイジフレンドリー補助金の周知を図る。

イ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

改正労働安全衛生法により講ずべきとされた個人事業者等の安全衛生対策について、措置の履行確保に取り組む。

ウ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業について、荷役作業での労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図るほか、建設業について、墜落・転落災害防止のため、関係法令やガイドラインについて周知、指導を行う。

エ 労働者の健康確保対策の推進

(ア) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するための取組が事業場で適切に実施されるよう指導等を行う。

(イ) 治療と就業の両立支援の促進

治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行う。

オ 化学物質等による健康障害防止対策

(ア) 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質の譲渡・提供者による危険・有害性情報の表示及び通知の交付等やリスクアセスメントの実施の履行確保に取り組む。

(イ) 石綿による健康障害防止対策の推進

建築物等の解体等作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、事前調査の実施の徹底を図る。

(ウ) 熱中症予防対策の推進

熱中症の重篤化を防止するために必要な措置を義務付けた改正労働安全衛生規則の周知及び履行確保を図る。

### (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

#### ①労災保険給付の請求に係る事務処理

ア 特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進する。

イ 窓口での相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況連絡等の実施を徹底する。

## 5. フリーランス等の就業環境の整備

### (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

① フリーランス（いわゆる「特定受託事業者」）から、フリーランス法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、特定業務委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、引き続き、本法の着実な履行確保を図る。

② フリーランスから発注事業者等との間の取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応する。

③ 監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。

### (2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

令和6年11月より、今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体や、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応を行う。

# VI. 労働保険適用徴収業務の適正な運営

## 1. 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業一掃対策について、令和8年度以降、「令和12年度までに2割解消（令和7年度比）」と、毎年度「成立件数が前年度を上回る」ことを目標として取り組む。

局署所・労働保険未手続事業一掃業務の受託者及び他の関係機関と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握及び手続指導を行う。

また、手続指導を複数回行っても自主的に成立手続を行わない事業については、職権成立手続を積極的に実施する。

**労働保険に入っていれば…**

- 会社も安心。
- 働く人も安心。
- 働く人の家族も安心。

**労働保険** はたらく安全、つなぐ安心。  
労災保険 雇用保険

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

**事業主の皆さまへ**

**労働保険の成立手続きについて**

「労働保険」とは、**労災保険（労働者災害補償保険）**と**雇用保険**の総称です。この2つを合わせて、**労働保険の成立手続き**の義務があります。所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

**労働保険の強制適用事業**

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業**であり、**成立手続を行う義務**があります。

**労働保険とは？**

- ▶ 労災保険とは？ 労災保険とは、就業中または通勤中における労働者に対する労働災害（労働者災害補償）の給付を行うための保険です。
- ▶ 雇用保険とは？ 雇用保険とは、失業者に対する失業給付（失業手当）の給付を行うための保険です。

**成立手続を怠っていると？**

- 1 遅って保険料を徴収するほか、追加金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付金の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

## 2. 収納未済歳入額の縮減

滞納整理に当たっては、滞納事業を組織的に管理し、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施し、滞納事業場に対する納付督促を弁護士法人等に業務委託を含め、引き続き滞納整理に取り組む。

## 3. 電子申請の利用促進

労働保険関連手続では、「労働保険料の申告（継続）」「労働保険料の申告（一括有期）」「労働保険関係成立届」「労働保険名称、所在地等変更届」「労働保険料/一般拠出金還付請求書」の対象5手続について、令和8年度末までにオンライン利用率を30%まで引き上げることを目標としていることから、事業主等に対する電子申請の利用勧奨を積極的に行うとともに、労災保険特別加入関連手続についても、利用勧奨を行う。

周知広報に関しては、5月及び11月を「電子申請利用促進月間」として集中的に実施する。

オンライン化の波を一緒に乗りこなそう

**労働保険は電子申請**

無料で初期設定をお手伝いします。

GピズIDから電子証明なしで労働保険年度更新が可能！

労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

いつでもどこでも手続可能！カンタンスピーディーに申請！ムダな時間やコストも削減！

**無料で初期設定をお手伝いします**

電子申請は簡単・便利、24時間いつでも申請や届出ができます。

0円、1時間、日本全国どこでも

労働保険電子申請アドバイザー

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

〒	〒	〒
TEL	TEL	TEL
労働者数	労働者数	労働者数
住所	住所	住所

FAX 03-6627-9989